

## その他注意事項

### 1. 飲食ブースを設置する場合は、次のとおり営業許可を取得してください。

■相談窓口 保健所 衛生検査課 食品保健係

■必要書類 「臨時営業許可申請書」など

### 2. 火器器具（ガス、電気等）を使用する場合は、主催者は次のとおり届け出を行ってください。

■相談窓口 消防本部 予防指導課 設備担当

■必要書類 「露店等の開設届出書」「全体配置図」など

### 3. 音楽を使用する場合は、次の点にご注意ください。

- ・近隣のホテル・店舗等に配慮し、音の発生は午後9時までとしてください。
- ・音量の目安は、60デシベル以下です。（環境基準）
- ・スピーカー等の音響施設については、その方向に注意してください。

### 4. 次に該当する場合は、近隣の施設等と調整の上でイベントを実施してください。

- ・イベント会場で、音楽を使用する場合
- ・イベント会場で、お酒を提供する場合
- ・来場者人数（予定）が概ね500人を超える場合
- ・イベント構成員に暴力団員関係者がいないことの確認が必要な場合

※イベント構成員等（出店者を含む）に暴力団員関係者がいることが確認された場合、旭川市旭川駅前広場条例第4条第2項に基づき、旭川駅前広場の使用許可を取消し又は停止することがあります。

■相談先 旭川中央警察署 地域課 0166-25-0110■

- ・イベント会場で音楽を使用する場合
- ・来場者人数（予定）が概ね500人を超える場合
- ・街頭デジタルビジョンに関する相談を行いたい場合
- ・会場でワイヤレスマイク等を使用する場合は、近隣施設で混線の恐れがあるため、周波数等を事前に確認・相談してください。

■相談先 イオンモール旭川駅前（イベント担当）0166-21-5544■